

「K E R 会 員」規 約

株式会社九州経済研究所

第1条 会員

KER会員（以下「会員」という）は本規約を承認のうえ申し込み、株式会社九州経済研究所（以下「当社」という）が入会を承諾した方とします。

第2条 会員サービス

当社は会員に対して、第5条に記載するサービスを提供します。

第3条 有効期間

- 会員の有効期間は毎年4月1日から翌年の3月末日までの1年間とし、退会の申し出がない限り、その後も1年間自動的に継続されます。
- 上記期間途中で入会した場合、申込日の属する年度3月までを有効期間とし、以降は前項同様自動的に継続されるものとします。

第4条 年会費

- 会員は所定の年会費を口座振替もしくは振り込みによりお支払いいただきます。
- 会費は年払い（申込日から年度3月まで）とし、年度途中で入会した場合は月割計算します。
- 次年度以降の会費は口座振替もしくは振り込みによりお支払いいただきます。口座振替の場合は毎年4月20日（銀行休業日の場合は翌営業日）に、振り込みの場合は毎年5月末日までにお支払いいただきます。

第5条 会員向けサービス

- 会員は当社が提供する以下のサービスを無料で受けることができます。
 - 月刊誌（毎月発行）
 - 各種会員向け刊行物
 - 法人向け情報サイト（法人、および個人事業主のみ）
- 会員は当社が提供する以下のサービスを割引価格で受けることができます。
 - 各種セミナー
 - 講師派遣
 - 各種コンサルティング

第6条 会員情報の変更

会員は、会員の名称、代表者、住所、電話番号、メールアドレス、会費の支払口座等について変更があった場合、所定の方法により当社に遅滞なく届け出るものとします。

第7条 退会および会員の地位喪失

- 退会を希望する場合は、当社所定の書面を提出するものとします。なお年度途中で退会する場合、すでにお支払済みの年会費はお返しませんが、当年度内は会員サービスを受けることができるものとします。
- 当社の判断により、会員の地位を喪失させる場合があります。

第8条 会員情報および個人情報の取扱

会員情報および個人情報については、下記の目的のため当社限りにて利用します。ただし、第5条第1項第3号法人向け情報サイトの運営に必要な情報（会員の名称、代表者、電話番号、メールアドレス）は、情報サイト運営会社と必要な範囲内で共有いたします。

- 刊行物、講演会、セミナー等の案内
- 年会費徴収事務

第9条 反社会的勢力の排除

- 会員は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会的運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当しないことおよび次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもつてするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 会員は、自らまたは第三者を利用して、次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を越えた不当な要求行為
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
 - その他前号に準ずる行為
- 会員が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、当社との取引を継続することが不適切である場合には、当社はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの取引を解約することができるものとします。
- 前項の規定の適用により、会員に損害が生じた場合にも、会員は当社になんらの請求をしません。また、当社に損害が生じたときは、会員がその責任を負います。

第10条 規約の変更

- 当社は、法令の定めにしたがい、以下の各号のいずれかに該当する場合、会員の承諾なく本規約を変更できるものとし、会員は、予めこれを承諾するものとします。
 - 本規約の変更が会員の一般の利益に適合する場合
 - 前号の他相当の事由がある場合で、会員の契約目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更に係る事情に照らして、合理的な内容である場合
- 前項による本規約の変更は、変更後の内容を当社ホームページへの公表や、その他適切な方法により周知し、公表の際に定める効力発生時期の到来により効力を生じるものとします。

以上
(2024年7月1日 改定)